

平成27年第1回教育委員会臨時会議事録

平成27年1月28日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成27年1月28日（水）午後3時8分～午後3時34分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 委員代理者 對馬 初音
委員 伊井 希志子 委員 折井 麻美子
教育長 井出 隆安

出席説明員 事務局次長 井口 順司 学校教育部長 和久井 義久
生涯学習スポーツ担当部長 井山 利秋 中央図書館長 渡辺 均
庶務課長 岡本 勝実 教育人事企画課長 筒井 鉄也

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 服務監察について（中間報告）

目 次

報告事項

1 報告事項

- (1) 服務監察について（中間報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

委員長 ただいまから平成27年第1回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は折井委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

では、議事に入らせていただきます。

本日の議事日程は、報告事項が1件となっております。なお、報告事項「服務監察について（中間報告）」につきましては、現調査段階での経過報告となっておりますので、従いまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の規定により、会議を非公開にしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

委員長 では異議がありませんので、会議を非公開とさせていただきます。

では、日程第1報告事項の聴取を行います。「服務監察について（中間報告）」の説明を、庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 平成26年9月でございますが、学校におきまして服務事故が発生したと区立東田中学校から報告がございました。杉並区教育委員会職員服務監察を行いましたので、この服務監察規程に基づきまして教育委員会に報告させていただきます。資料をご覧ください。今回の報告は、調査段階でございますので、服務監察の中間報告となります。

まず、事件の要旨でございますが、東田中学校の校長から教育委員会に対して、都費の事務職員による不正行為があったと報告がございました。当事者に事情を聴いたところ、事実を認めたため、教育委員会事務局におきまして、その日からこの間事件の内容を調査するため、事故監察を行っておりますので、中間報告をいたします。

まず、教育委員会事務局への報告日ですが、平成26年9月29日です。当事者への事情聴取は、その後の10月3日に行っております。この事故に関する監察期間は、報告を受けた9月29日から今日まで継続しているところです。

当事者でございますが、杉並区立東田中学校の都費の事務職員1名でございます。今回、資料の3番でございますが、事故の監察対象となっているのは、この職員が平成24年の4月から杉並区立東田中学校に勤務しておりますので、この平成24年4月からこの事件が発覚した平成26年の9月までとなっております。

対象経費でございますが、学校運営費でございます。

では、事件の概要をご説明いたします。まず、事件の発覚の経緯ですが、26年の9月の中旬頃になりますが、以前よりこの当事者の行動に疑いを持っていた学校の職員が、当事者が不審な行動をするところを目撃し、校長及び副校長に報告をいたしました。報告を受けた校長及び副校長もそれまで同様の疑いを持っていたことから、当事者に気づかれないように財務関係書類を調査することとし、調査を実施いたしました。そして、校長及び副校長が調査したいいくつかの財務関係書類をその間に確保し、当事者が、学校側が調査していることに気づいたようだということから、9月29日校長が当事者を呼びまして、事実関係を問いただしたところ、当事者が不正の事実を認めたため、当日教育委員会事務局に報告がなされたものでございます。

裏面でございますが、不正行為の内容ですが、この当事者は学校において物品を購入する際、必要な物品に加えて私的な物品を上乗せして発注し、その物品を持ち帰っていたものでございます。また、当事者は学校において緊急に物品を購入することができるようあらかじめ学校に用意している現金、区では「前渡金」という言いかたをしておりますが、学校により、目安として現金で3万円から4万円です。領収書を改ざんするという手法を用いて、この現金を横領していたものです。3番目として、この当事者は、買っていない物品、架空の物品を上乗せし、発注した業者から現金を受領していたというものでございます。

被害額については、現在把握しているもので約25万円余。内訳としましては、現金の横領分が約4万円、物品として持ち帰ったものが約21万円分となっております。

現在の対応ですが、この間調査をするなかで警察にも相談していましたが、平成26年12月17日に杉並警察に被害届を提出したところです。また、東京都教育委員会へは、12月19日に人事部職員課に服務事故報告書を提出しております。ただ、これは服務事故報告書として提出したのが12月19日ということなので、それまでももちろん東京都に報告をしていなかったわけではなく、この間の調査を含めまして適宜報告をしてございます。

今後の予定でございますが、まず当事者の処分でございます。現時点でございますが、東京都教育委員会としては、刑が確定後処分をする

いう予定になっております。次に警察への刑事告訴ですが、すでに昨年の12月に杉並警察署に対して被害届を出しているところですが、この間、当事者は代理人をたてておりました、この代理人と話をし、この不正の事実を確認するなかで、一番最初は物品の数万円分を持ち帰った以外には何もないという本人の申告があったのですが、その後現金の横領ですとか事業者に対する現金の要求など新たな事実が発覚していて、また不正の内容が悪質であることから、現在刑事告訴する方向で準備を進めているところです。

3番目ですが、当事者に対する賠償請求といたしましては、現在行っている調査の結果または警察の捜査により判明した区の被害金額について、当然本人に賠償請求を行っていくものでございます。

最後になりますが、残念ながら今回こうした事件が起こってしまったわけですが、再発防止に向けた取組を行っていく、また事件の全容解明に全力を尽くしていくものでございます。

私からの報告は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

對馬委員 今いろいろ報告をいただきまして、びっくりしてはいるのですが、もう少し具体的にうかがってよければ、事件の概要をもう少し具体的に教えていただけますか。

庶務課長 では、まず学校には都費の事務職員1名と区費の嘱託員が1名から多いところで3名おりますが、今回都費の学校事務職員が事件を起こしました。

ひとつは、学校で主に教員などが、授業で使うのでこういった物が欲しいとメモに書いて学校の事務職員に依頼します。その物品に上乘せしたり、依頼されていないものを注文して、納品されたときに、その自分が私的に注文したものを横領していたという物品の横領に関するものです。

それから、前渡金と区では言っておりますが、学校で約3万円から4万円の現金を持っていて、緊急な場合にそのお金で買い物をしますが、例えば領収書が500円だったとすると、その領収書に私的に買った分を上乘せしてもらって、例えば2万円にして、さらに宛て名が「上様」となっているのですが、その「上」のところを自分で「東田中学校」と

書き足して、それで今の場合ですと1万9,500円を横領していたというものです。

それから、これは横領ではないのですが、学校にそれぞれ予算がありまして、例えば壁が壊れて修理をするときに、本来であれば修繕費で修理をしなければならない。ところが、修繕費用が大きかったりして学校の修繕費の予算が足りなくなると見込まれた場合には、庶務課で手続きをすれば、他の予算を修繕費として振り替えて支出することができるのですが、その手続を経ることなく、本当は壁の修理をしたけれども何か物を買ったことにしてくれと業者に依頼をして、業者もまったく買っていないもの、例えば同じ金額で15万円の修理代だったとすると、同じ15万円でまったく買っていないものの契約書類を作成して支出をしたというものが3つ目です。

最後は、本人だけではないかもしれませんが、これから警察の捜査が入ってくると思いますが、業者に現金を要求して、架空の書類を作るので現金をくれと要求して公金から支出させた疑いがあるという大きく4つでございます。

委員長 ほかにいかがですか。

折井委員 物品の持ち帰り21万円、これは在職期間の2年半の中で、最低でもこのぐらいでしょうという金額なのかなと思うのですが、そうだとしてもこれは結構高額なのかなと思うのですが、学校に備え付ける備品のようなものを持ち帰っていたのでしょうか。

庶務課長 現在書類から把握しているところ、また弁護士を通じた本人からの事情聴取によりますと、例えば、コンタクトレンズの保存液であったり、フライパンであったり、あるいは家庭で使う洗剤などかなり日用品が多いかなと思っております。

委員長 一般的に言って非常にわかりにくいですよ、こういうものは。つまり、一つ持って帰ってもチェックするもことはたぶんないと思うし、数が最終的に合うか合わないかというのは出てくるとは思いますけれども、たぶんそここのところまでは、本来はやらなければならないと思うのですが、そこまでできていないということはあるのではないかなと思うのですが、どうしてこれが発覚したのですかね。

庶務課長 報告の冒頭で申し上げたとおり、もともとはこの当事者が物を持ち帰っているようだという疑いを学校の中の何人もの教職員が持つ

ておりました。あるとき、それまでもいろいろ持ち帰っているようだというところまでは目撃をされていたのですが、実際に袋に詰めるところを目撃していたわけではないので、ある日、どうも怪しいということで、本人がいる部屋のドアを開けたところ、ちょうど物品を詰めているところだったと。それでこれは間違いはないということで校長・副校長にすぐに報告をし、その後校長・副校長は証拠書類をきちんと確定させるために一定期間書類をきちんと精査をして、その後本人に問いただして発覚したと。

本来であれば、注文をして納品されたときに、品番と個数をきちんと確認をするはずなのですが、残念ながら東田中学校ではそこが徹底されていなかったということがまず一つです。例えば、マイクが5本納品されたと書類上なっているのに、実は3本しか納品されていないと、その納品のチェックがしっかりとできなかったというもの。

それからもう一つは、公金で買っているものは当然在庫管理はきちんとしているはずなのですが、その管理がきちんとできていなかったと。学校側としてはその2点だと思っております。

折井委員 関連しての質問なのですが、通常他の学校で行われている物品の購入の流れというのは、例えば先生方が、これが授業で必要なので買っておいってくださいとメモを渡す、それは発注書ではなく、メモを渡して、それに対して事務職員の方が発注書を書くなりして発注するわけですが、そのときに、何を買うにあたって、校長先生ですか管理職の許可というのは通常不要なのですか。

庶務課長 いえ、これは公金の支出ですので、きちんと校長が管理をしてどういった物を買うかということを確認したうえで買うというのが原則でございます。

折井委員 印鑑なりチェックなりの手続はあるけれども、現実的に言うと、例えばA4の用紙を20束で、でも納品されたのが18束であったとか、細かくやってきたのでチェックできなかったということなのでしょうか。それとも、チェック自体をしていなかったということでしょうか。

庶務課長 両方です。納品のときのチェックがきちんとできていなかったということと、予算管理という意味で言えば、どういったものを購入するという年間計画に基づいた執行がきちんとできていなかったという点になります。

對馬委員 事務局では、こういった事故が起きたときに、その流れをどうつかんでどう対応してきているのでしょうか。

庶務課長 まず、現場に行きまして関係書類のすべてチェックをし、納品されているかどうかの確認を学校の教職員の協力を得て実施いたしました。その中で、比較的日付の新しいものにつきましては、記憶もかなり残っているのでわかってきたところなのですが、先ほどのご質問でお答えいたしましたとおり、それぞれは金額が小さかったり、回数が多かったりということで、初めの頃のものについては、もう少し精査をしなければならないなというところと、本人から申告が何回かに分けてございましたので、その関連する書類を突合しまして、確かにあったとかいう判断をして被害金額を積み上げているところでございます。

對馬委員 今、本人からとおっしゃいましたけれども、本人への事情聴取みたいなかたちで、そこから報告を受けたということでしょうか。

庶務課長 本人への事情聴取は、10月の3日に行っております。その前に、学校では9月29日に行っておりまして、校長・副校長が本人を問いただしたときには、発覚したときの不正についてそれ以外はないのかどうか、現金などの不正はないのかどうかを本人に確認したのですが、本人からはそのときは、「それ以外は一切ない」というのが最初の報告でした。その後10月になって、当事者が弁護士に依頼をしまして、10月の半ばに何回か弁護士と面談をしておりますが、その中で、本人からは、「悪いことをしてしまった」という謝罪とあわせて、「全ての事実を包み隠さず正直に話します」という報告が来てはいたのですが、教育委員会が調査をするなかで、当初の本人の申告の3万円以外のもの、最終的には物品ですと合計で20万円を超えていますが、また現金を横領していたものや領収書の改ざんが出てきましたので、弁護士を通じて、最初の申告よりも教育委員会が調査をしたものの方が多いが事実かと確認したところ、新たな事実が次々と出てきましたので、その都度弁護士を通じて「本当にこれ以上はないのか。他にもあるのではないかと投げかけたところ、今のところわかっている範囲では、業者に現金を要求して架空の書類を作っていたというところまでが発覚しているところでございます。

折井委員 本人が正直にお話をしてくださらないなか、監察だけの調査というのでは本当の被害額が見えてこないのではないかと少し心配なのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

庶務課長 調査につきましては、校長・副校長だけでなく、現場の職員の協力を得て行っておりますのでかなり見つけられていると思いますが、最後に申し上げたように学校内だけではなく、業者を巻き込んだ犯罪に発展している可能性が高いので、これ以上のことは、いわゆる捜査権のない行政が行うことは難しいので、刑事告訴をして警察の捜査に委ねたいと思っております。

委員長 内容としては単に物品と思うのですけれども、そこにはかなり隠した部分が出てきているのかなと思うので、本当に難しい部分があるのだなと思います。往々にして、こういう物品関係のことは起こりそうな感じがしますよね。物を一つ増やしておくとか。特にいろんな学校関係の事務の仕事は、一人でやることが多いと思いますので、別に事務の方々をどうのこうのと言っているわけではありませんけれども、そこについては、是非また全体を改めて見直していかないといけないなと思うところもあります。また、この東田中だけであればまだいいのですけれども、それ以前にもあるのではないかと考えてしまいますよね、こうやって見ていると。それがずっとまかり通っていたのが発覚したのだと。たまたま他の先生が見ていたからわかったわけですがけれども、見ていなかったらもっともっとわからない状態が続いていた可能性もありますので、是非そのあたりは、いろんな意味で襟を正すということで、きちっとした形で解決できるようになればいいなと思います。今後、刑事告訴して、警察の力も借りながらということになると思うのですけれども、他に何かございますか。

庶務課長 まず、他の区立学校の心配はどうかということですが、このような事件が発生しますと、区民の方も含めてご心配なさると思います。現在、事件の詳細について報告はできませんが、公金の取扱などにつきましては、適正に執行するように、また、過去の分で疑念のあるケースがないかということについて校長会で話をしまして、各学校で校長・副校長が書類等の確認をしているところです。

現時点では他の学校に詳細を話すことはできませんが、公表できる時期が来ましたら、この事件の全容についてきちんと伝えて、こうした事件が二度と起きないようにということはもちろんのこと、本来は不正が起きないはずのルールというか手順がきちんとできているはずのものが、手順のどこかできちんと守られていなかったということですので、単純

に手順を見直すということだけではなく、決められた手順をきちんと守ることによって、不正を行わせないということが可能になるという点についても校長会などときちんと話をしながら今後も進めていきたいと考えております。

折井委員 当事者に対する対処ということはよくわかりました。少し心配なのは、東田中学校は、当該の事務職員が今は不在なわけですよ。不在なまま、1名欠けた状態で業務を行っているのですか。

庶務課長 正規の事務職員としては、この職員が不在ですので、確かに1名欠けているように見えてしまうのですが、全体での調整で事務には支障がないように応援体制をとっているところです。

折井委員 はい、ありがとうございます。

對馬委員 この方は、都費の事務職員ということでしたけれども、この先東京都へ報告なさったりもしているかと思いますが、その様子はどのようになっているのでしょうか。この先、都がどのような判断をなさるのかとか、もし見通しがあれば教えてください。

教育人事企画課長 報告につきましては、逐一変化があった段階で事件発覚当初から連絡を入れております。また、処分につきましては、ここにも記載をしておりますけれども、刑が確定した時点での行政処分ということになるかなと考えております。

折井委員 刑が確定するまでというのはかなり時間が掛かるのかなと思うのですが、その間はずっと1名不在のままでいくのでしょうか。それとも、ご本人も認めているということで、当然ご退職いただくことになるのではないかと思いますけれども、それを見越して都から違う人員を充ててくださいということはないのでしょうか。

教育人事企画課長 非常に人事関係は複雑なところもありますので、本人が辞める意思があるからといって、一人入れましょう、代わりをつけましょうという簡単なことではないのですが、4月当初から正規の事務職員が入るようにと要望は入れているところでございます。

委員長 ほかには、よろしいでしょうか。それでは、本件につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、本日本日予定されておりました日程はすべて終了いたしました。以上をもちまして、本日の臨時会を閉会させていただきます。